

我が国の障害児への教育について

障害のある児童生徒が、自立し社会参加する資質を培うため、一人一人の障害の種類、程度等に応じ、盲・聾・養護学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）及び小・中学校の特殊学級における教育又は通級による指導において、きめ細かな教育が行われている。特殊教育対象の幼児児童生徒は約19万9千人（全体の約1.2%）であり、このうち、義務教育段階は約15万7千人で、我が国の全学齢児童生徒数の約1.4%となっている。

特殊教育（義務段階）

（平成13年5月1日現在）

盲・聾・養護学校

5.0万人

区分	学校数	児童生徒数	
盲学校	71校	1,169	
聾学校	107	3,499	
養護学校	知的障害	525	30,535
	肢体不自由	198	12,173
	病弱	95	2,913
	小計	818	45,621
計	996	50,289	

小・中学校（特殊学級）

7.7万人

区分	学級数	児童生徒数
知的障害	17,005	50,886
肢体不自由	1,592	2,816
病弱・虚弱	803	1,678
弱視	149	194
難聴	528	1,068
言語障害	342	1,211
情緒障害	7,292	19,378
計	27,711	77,240

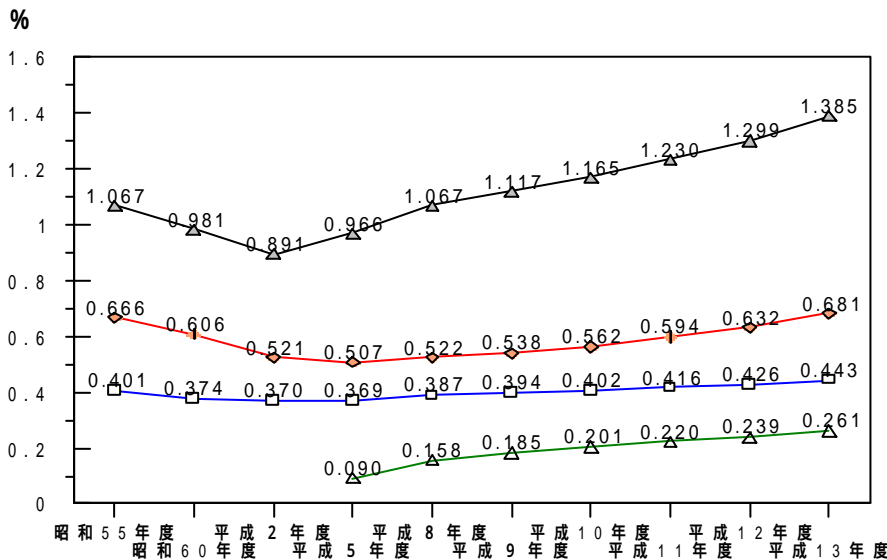
（通級による指導）3.0万人

区分	児童生徒数
言語障害	24,850
情緒障害	3,086
弱視	160
難聴	1,466
肢体不自由	3
病弱・身体虚弱	0
計	29,565

合計 157,094人（約1.4%）

障害による就学猶予・免除者147人

特殊教育の対象となる児童生徒数の推移（義務教育段階）



幼児児童生徒の就学状況（平成13年5月1日現在）

全就学幼児児童生徒数（幼・小・中・高）	17,198,247	100.0%
うち特殊教育を受けている者	198,877	1.16

(1) 盲・聾・養護学校

盲・聾・養護学校は、障害の比較的重い子どものための学校であり、小学部、中学部のほか、高等部や幼稚部を置いている学校もある。

障害が重いため通学できない子どもに対しては、教員が家庭、施設、病院などに出向いて指導する訪問教育を実施している。

区分	学校数	在 学 者 数 (人)				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
盲学校	71校	239	698	471	2,593	4,001
聾学校	107	1,357	2,078	1,421	1,973	6,829
養護学校	818	127	26,170	19,451	35,494	81,242
計	996	1,723	28,946	21,343	40,060	92,072

学校数

盲学校 (71校)

聾学校 (107校)

知的障害 (525校)

肢体不自由 (198校)

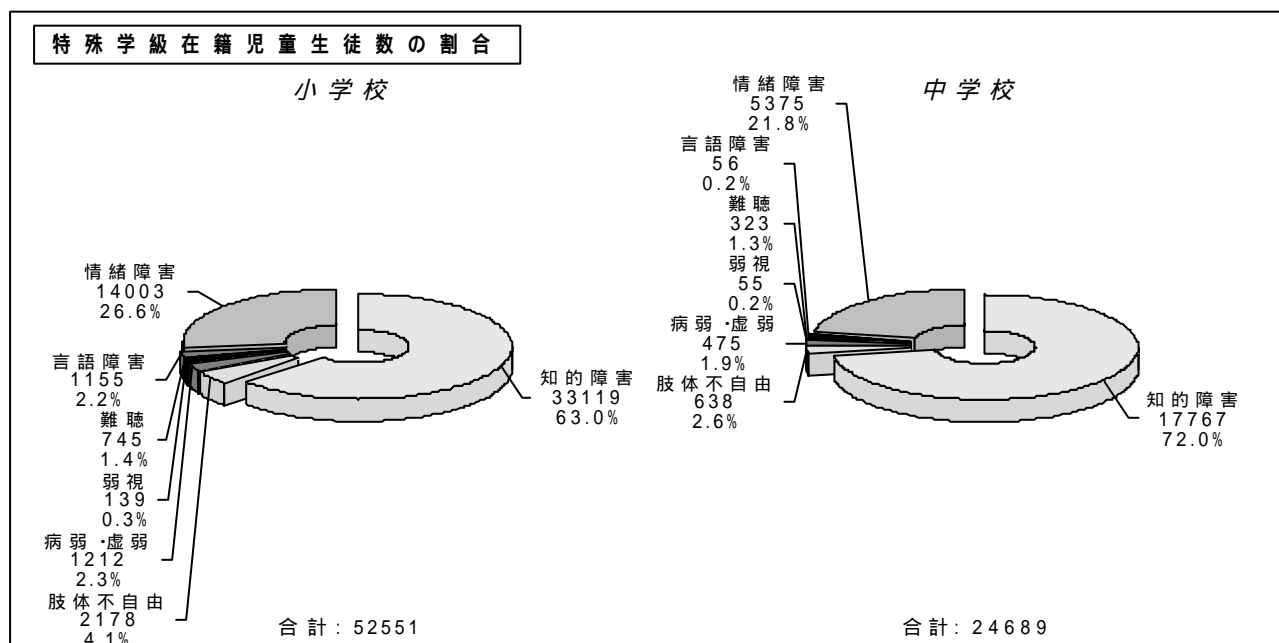
病弱 (95校)

合計 996校

(2) 特殊学級

特殊学級は、障害の比較的軽い子供のために小・中学校に置かれている学級であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の学級がある。

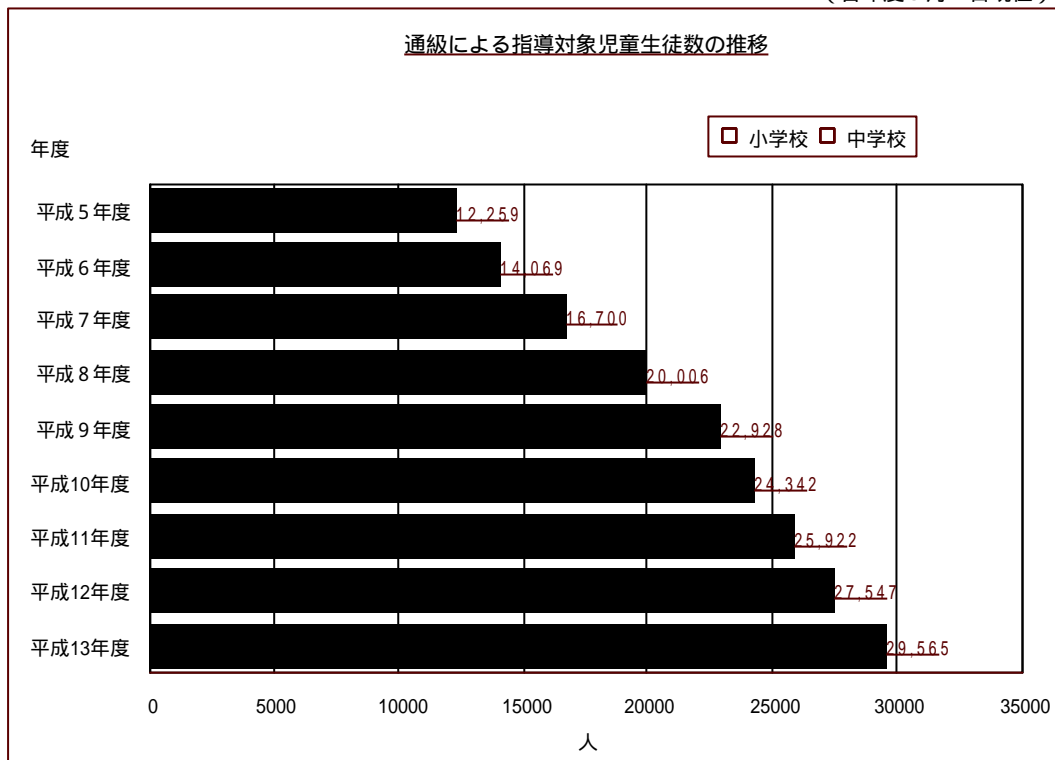
(平成13年5月1日現在)



③) 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などである。

(各年度5月1日現在)



(4) 研究体制：独立行政法人国立特殊教育総合研究所

我が国唯一の特殊教育に関し実際的研究を総合的に行う研究所。

設立 昭和46年(平成13年4月に独立行政法人へ移行)

所在地 神奈川県横須賀市

組織 理事長以下84名

主な事業 ・特殊教育に関する研究
 ・特殊教育関係職員に対する研修 等

我が国の特殊教育の歴史

【明治～戦前】

明治5年 「学制」制定 「癡人学校」の設置について規定

明治11年 京都の盲唖院の創設

明治23年 「小学校令」制定 盲唖院の設置、廃止に関する規定の制定他、この時期に教員の資格、教科用図書扱いが規定される。 【知的障害特殊学級の起源】

大正10年代 【身体虚弱児学級の起源】

大正12年 「盲学校及聾学校令」制定 盲学校と聾学校在制度上分離される。また、道府県には盲学校と聾学校の設置が義務づけられる。

昭和7年 【肢体不自由児学校の起源】

昭和16年 国民学校令制定 知的障害、肢体不自由、病弱児等を教育対象とする養護学校が学校制度上に位置づけられる

昭和19年 全国の盲・聾学校設置数は国公立合計で64校

【戦後～現在】

昭和22年 学校教育法制定 翌23年から盲・聾学校教育の義務制が施行される。

全国的にほとんど未整備であった養護学校の義務制については施行期日を政令で定めるものとして施行が延期された。

昭和24年 教育職員免許法制定 盲・聾・養護学校の教員はそれぞれの学校の免許状の他に基礎免許状を併せ有するものでなければならないとされた。

昭和29年 「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」制定
「特殊学級教員養成講習会」開始（～現在「免許法認定講習」）

昭和30年 公立養護学校整備特別措置法制定 公立養護学校の建物の建築費、教職員の給与費、教材費等について国庫負担又は補助が可能となった。

昭和35年 養護学校の設置計画の開始（昭和44年度 肢体不自由養護学校の未設置県解消）

昭和36年 知的障害特殊学級の設置計画の開始

昭和46年 国立特殊教育総合研究所発足

昭和47～53年度 養護学校整備7年計画 養護学校教育の義務制施行のため知的障害及び病弱養護学校の未設置県の解消が図られる。

昭和54年 養護学校教育の義務制実施
障害が重度・重複している者に対する訪問教育の開始

平成5年 学校教育法施行規則に「通級による指導」が位置づけられる。

平成13年 「21世紀の特殊教育の在り方」報告書が取りまとめられる。